

報道関係者 各位

平成30年 7月20日

【照会先】

福井労働局労働基準部

健康安全課長 久々津真司

安全専門官 脇本 泰守

電話 0776 - 22 - 2657 (直通)

労働災害防止緊急対策強化期間の実施を 県内の各災害防止団体等に対して要請

～ 福井労働局 労働災害防止緊急対策強化期間の実施について ～

福井労働局(局長 しまだえつろう 嶋田悦郎)では、平成30年7月20日から同年8月31日までを「福井労働局 労働災害防止緊急対策強化期間」として設定し、県内の各災害防止団体等に対して、安全パトロールや安全衛生教育講習会等の労働災害防止活動の実施を要請した(別添)。

また、事業者団体、公共工事発注機関等に対しても「福井労働局 労働災害防止緊急対策強化期間」の周知を要請した。



建設業労働災害防止協会 福井県支部長(写真左)に対して福井労働局長から要請



林業・木材製造業労働災害防止協会 福井県支部長(写真右)に対して
福井労働局労働基準部長から要請



港湾貨物運送事業労働災害防止協会 日本海総支部山陰支部敦賀港分会長(写真右)に対して
福井労働局労働基準部長から要請